

第2回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合

議事録

平成24年4月17日
8:25～8:55
院内大臣室

(藤村官房長官)

定刻となりましたので、ただ今から、第2回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を開催します。ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

それでは、議事に入ります。最初に細野環境大臣から議題1について説明をお願いします。

(細野環境大臣)

資料1に基づきまして、災害廃棄物の処理の進捗状況について私から御説明します。

1枚目にありますとおり、被災3県の災害廃棄物の推計量約2,250万トンのうち、仮置場への搬入が完了したものは約76%となっています。残りはほとんどが、今後解体される家屋や建物でございます。

また、処理・処分が完了したものは、全体の約8.8%となっておりまして、平成26年3月末までに処理を完了するという目標の達成に向け、さらに加速させていく必要があります。

資料の2枚目といたしまして、県内処理と広域処理に関する主な取組状況について記載しています。県内処理につきましては、岩手県と宮城県で合わせて27基の仮設焼却炉の設置を進めておりまして、既に5基が稼働中です。残りも火入れをしたものがございますので、これから仮設焼却炉についても、順次運転が開始されていく予定でありまして、今後、域内の処理が加速化するものと考えております。

また、広域処理については、現在、青森県、山形県、東京都において受入れが行われているほか、秋田県、静岡県、群馬県、埼玉県で試験処理が行われています。今後、秋田市、さらには静岡市等でも試験処理が見込まれておりまして、広域処理についても、拡大が期待されるところでございます。

(細野環境大臣)

続きまして、資料2に基づきまして、広域処理の要請に対する回答及び今後の取組方針について御説明します。

1 ページ目にありますように、3月16日に、まだ受入れを表明していない35道府県及び10政令市に対して、総理と私の名前で要請文書を発出しました。

これらの全ての自治体から回答がありまして、それらの概要については、資料の2枚目に添付しておりますが、大きく分けて以下の4つに分類することができます。

- ①受入れ検討量について具体的な回答があったのは、3県と1政令市であります。その合計は、受入れ期間を1年半と想定した場合、約22万トンとなる見込みでございます。
- ②道府県のうち受入れ検討自治体名について具体的に回答があったのは、6府県でした。
- ③受入れの方針等について具体的に回答があったのは、8道県と4政令市でした。
- ④これらのどれにも該当しない自治体は、18県と5政令市でした。

今回、受入れの方針を回答いただいた自治体と、既に広域処理を実施中若しくは具体的な要請を行った自治体を合わせると、26都道府県・13政令市となり、約162万トンの広域処理が現実的なものとなりつつあります。

以上の回答を踏まえ、既に被災地との間で調整が行われているなど、受入れの可能性の高い自治体に対しては、最優先で広域処理の実現を図ってまいります。その他の自治体に関しましては、被災地における搬出の準備状況を踏まえ、段階的に受入れを図っていくことといたしたいと思っております。

また、処理の安全性に不安を有する自治体には、理解が深まるよう、第三者の確認を受けつつ、先行事例のデータを積極的に提供し、引き続き丁寧に説明してまいります。

さらに、環境省では、資料2の最後のページにありますとおり、受入れ自治体に対して新たな支援措置を講ずることとしました。具体的には、広域処理の受入れに使用した最終処分場の残余容量が減少することで、将来の最終処分場の整備が必要となった場合、受入れ量に相当する分の費用を支援するというものであります。

こうした支援措置や、説明会・現地見学会の開催等を通じまして、受入れ自治体を幅広く支援してまいります。

(藤村官房長官)

ありがとうございました。

次に、議題２の「災害廃棄物の再生利用の取組について」に移ります。順次御説明をいただきますが、まず最初に、平野復興大臣からお願いします。

(平野復興大臣)

私から資料３－１に基づき、ご説明します。

災害廃棄物の再生利用の推進というテーマは、複数の役所にまたがっていることも多いため、末松復興副大臣と横光環境副大臣が関係各省の事務方を集めて議論するなど、復興庁も一定の関与をさせていただいたところであり、その関係で私からポイントのみを報告します。

まず、公共事業での受け入れです。

瓦など、一般的には処分場に埋め立てるしかなかったものでも、品質を確保したうえで積極的に盛土材に活用します。盛土材はこれから大量のニーズが出てくるということでもあります。

それから海岸防災林などの国の事業では、津波堆積物や再生資材を率先して活用し、公園緑地などの自治体の事業では、技術的指針の策定などで支援いたします。

災害廃棄物を原料としたセメントの公共事業での使用を促進するため、インセンティブの付与を検討します。

次に、産業界での受け入れです。

木くずを燃やすことができる施設を有する民間企業では、受け入れのための条件を出していただいたところでありまして、実際に受け入れていただくための必要な措置を検討しています。

セメントに関するインセンティブについてはこの時にも効果を発揮します。

以上であります。関係各省における真摯なご検討に感謝いたします。

(藤村官房長官)

引き続き、環境大臣から御説明をお願いします。

(細野環境大臣)

各省から様々なご協力をいただきまして、再生利用について前向きにご対応いただいていることに感謝申し上げます。資料３－２をご覧ください。

通常の再生資材と同様、災害廃棄物を再生利用する場合にも、環境保全上の安全が大前提ですので、安全性については環境省がしっかりと確保するようにしてまいります。

そのうえで、4 ページ目の瓦くずのように、有害でなくても、市場における競争力がないために従来は廃棄物として最終処分していたような品目については、分別され、品質が確認されておりまして、公共工事で確実に活用されることを条件に、再生資材として活用することを可能とすべく検討しております。

加えまして、資料にはありませんけれども、リサイクル等ができない木くずのうち、大きな自然木、いわゆる丸太でございますけれども、これらにつきましては、木片等に比べて、埋め立てた場合に、腐ることによる陥没やガスの発生等による影響が小さいと言われております。このため、災害廃棄物の処理に寄与する場合には、自治体による管理などを条件に、そのまま埋め立てることを検討しておりまして、それを確認するために、総理の方にもご提案ございました、岩手県大槌町で実験を実施することを考えているところでございます。以上でございます。

(藤村官房長官)

続きまして、農林水産大臣から御説明をお願いします。

(鹿野農林水産大臣)

東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧に当たりましては、災害廃棄物を分別・無害化して安全性が確保された再生資材を、沈下した地盤の埋め戻し材、盛土材等として活用することが可能であります。

農林水産省は環境省と連携し、昨年 12 月に関係県及び森林管理局に対し、災害廃棄物由来の再生資材を活用する場合の基準、方法等に関する指導文書を発出しました。

これまで、工事に着手している青森県、千葉県では、コンクリートくずや津波堆積物を処理してつくられた再生資材を既に一部活用しているところで

す。今後は、仙台平野など国直轄で海岸防災林を再生する箇所を中心に、瓦(かわら)・陶器くずなども海岸防災林の盛土材(もりどざい)とするとともに、木質ガレキをチップ化し、盛土表面の緑化資材として活用して参りたいと考えており、具体化に向けて検討を行っております。

なお、海岸防災林の復旧工事の実施に当たっては、環境省サイドにおいて分別・無害化され安全性が確認された再生資材の供給が不可欠であり、さらに地元の理解を得ながら進めていくことが重要と考えております。

また、災害廃棄物を活用した木質バイオマスの利用促進に向けても積極的に取り組んでおりまして、第3次補正予算により岩手県、宮城県等におきまして木質バイオマス熱電供給施設の整備を進めています。

(藤村官房長官)

次に、経済産業大臣から御説明をお願いします。

(枝野経済産業大臣)

資料3-4をご覧ください。

産業界による廃棄物の受入量は、4月9日時点で、約15万トン。これは、これまでの処理量全体の約8%に相当します。

また、前回会合での総理の御指示を踏まえ、セメント、製紙、電力、鉄鋼、化学等の関係業界団体等に対して、協力の要請文書を発出いたしましたところ、現時点で、35社46事業所等において、一定の条件が満たされれば受入の可能性があることを確認しています。その中で特に大事なものは、搬出災害廃棄物の放射能濃度・塩素濃度・サイズ等の管理や、有害物質の除去等の品質の確保でして、この点についてのご協力をお願いしたいと思います。さらに、追加条件も満たされれば、最大で70社115事業所等において受入の可能性があることも確認をしております。悩ましいのは、国内間伐材の処理受け入れや海外からの調達先と既に契約が済んでいるのをはねのけなければならないということがございまして、これはなかなか難しいという状況でございます。

これら結果については環境省に提供してございます。なお、セメントの公共事業での利用促進のためのインセンティブの付与は、大変効果的であり、宜しく申し上げます。

(藤村官房長官)

次に、国土交通大臣から御説明をお願いします。

(前田国土交通大臣)

災害廃棄物を原燃料とするセメントの使用を公共事業において促進するため、復興庁、環境省、経済産業省等の関係省庁と連携して、インセンティブの付与についての検討を進めております。

具体的には、コンクリートを主要工種に含む直轄工事の入札契約手続において、災害廃棄物由来であることや放射能汚染に対する安全性等が供給側で確認され、合理的価格で供給されるセメントを使用する企業を、総合評価方式で加点評価してまいりたいと考えております。

もう一点は、3月27日、コンクリートくず、津波堆積物等の災害廃棄物を公園緑地及び宅地の整備に活用するため、活用方法、手順等を具体的に示した技術的指針を策定・公表いたしました。今後これにより地方公共団体の

取組を支援してまいります。以上です。

(藤村官房長官)

それでは今までの議論について御質問・御意見をお願いいたします。

(平野復興大臣)

前回の会合の時にも申しましたけれども、これから防潮林、地盤沈下地帯の盛土等々、大量の盛土が必要になってきます。そこで今、盛土についてのマクロ需給、どこから持ってくるかということでネットワークを作らなければならないということでやっておりますけれども、あわせて、災害がれきについての全体の量と、再利用についてのネットワーク、全体のマクロ需給みたいなものを、急がせているというのは重々承知しておりますが、是非急いで作っていただきたいと思います。それがないと、各事業の設計計画ができませんので、引き続きお願いをしたいと思います。

(細野環境大臣)

宮城県、岩手県が主要な地域になるわけですが、その廃棄物の処理の見込みが常に変わります。それぞれの焼却の状況であるとか、最終処分場の確保であるとか、また、実際に分類してみると当初と違っていったことがありますので、できるだけ早い段階で最新の情報を出すように要請しておりますが、県としても把握しきれないところがありますので若干遅れております。それが出ましたら、改めて全体の処理をどう進めていくのか、そこはしっかりとまた絵を描いていかなければなりませんし、その中で平野大臣のおっしゃった、利用できるものはどれかという見極めが必要かと思っておりますので、できるだけ急ぎたいと思います。

(藤村官房長官)

その他ございませんか。どうぞ。

(鹿野農林水産大臣)

がれきの受け入れに関しまして、自治体の御好意というのは大変ありがたいと思いますが、例えば、焼却炉が傷みますよね、相当な量ですから。そういうことに対しての、いろいろな対策みたいなものはないのでしょうか。

(細野環境大臣)

それはすべてきちんと国が、減価償却の部分も、傷んだ炉の修繕についても、

国が負担する形にしておりますので、すべてカバーする形になっております。いろいろご心配も出てきますので、そこはできるだけ国がやるということをしつかり説明していきたいと思えます。

(藤村官房長官)

どうもありがとうございました。

災害廃棄物の処理については、本日の御議論も踏まえて、引き続き、総理の指示の下、政府を挙げて取り組んでいくこととしたいと思えます。

なお、第3回以降の進め方につきましては、個々の取組の進捗状況を見つ、必要に応じ開催することとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

<異議なし>

ありがとうございました。

最後に、野田総理から御発言をお願いいたしますが、その前に、プレスの入室がありますので、しばらくお待ちください。

報道関係者の方を入室させてください。

—メディア入室・カメラ撮り—

(藤村官房長官)

それでは、野田内閣総理大臣から御発言をお願いいたします。

(野田内閣総理大臣)

復旧・復興の大前提である災害廃棄物の処理を進めるため、政府一丸となって取り組む必要があります。災害廃棄物の広域処理の要請を行ったところ、各自治体や関係業界におかれては真剣に御検討をいただき、感謝申し上げたいと思えます。

本日の関係閣僚会合では、以下の3点について、今後の政府の方針をとりまとめることができました。

- ①第一は、広域処理について、既に受入れを実施又は具体的な要請を行った自治体に加え、今回受入れの方針を回答いただいた自治体を合わせると、受け入れ自治体は、26都道府県・13政令市となりました。一部の自治体からは、具体的な受入検討量について回答いただいており、既に実施中の分も含めると、約162万トンの広域処理が現実的なもの

となりつつあります。

既に被災地との間で調整が行われているなど、受入れの可能性の高い自治体に対しては、最優先で実現を図ることとしたいと思います。その他の自治体に対しては、被災地における搬出の準備状況を踏まえ、段階的に受入れを図っていくこととしたいと思います。

また、処理の安全性に不安を有する自治体には、理解が深まるよう、第三者の確認を受けつつ、先行事例のデータを積極的に提供し、丁寧に説明していきたいと思います。

- ②第二、セメントや製紙などの民間企業における受入れについては、6業種・70社・115事業所から、条件付きではありますが前向きな回答をいただきました。今後、具体的な条件を整理し、受入れをお願いしていきたいと思います。

また、セメント業界による受入れを促進するため、災害廃棄物を原燃料とするセメントを公共事業で使用しやすくするよう、新たに総合評価方式で加点評価することとしたいと思います。

- ③第三、災害廃棄物の再生資材を活用する事業の具体化に向けて、引き続き検討を進めることとしたいと思います。

関係閣僚におきましては、災害廃棄物について、広域処理と再生利用の普及拡大が進むよう、引き続きより一層の協力をお願いしたいと思います。

(藤村官房長官)

それでは報道関係者の方は、退出をお願いします。

—メディア退室—

それでは、これもちまして、第2回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合を終了させていただきます。

会議の内容は、私から閣議後の定例会見で御説明させていただきます。本日の会議資料は公開することとし、資料は求めに応じて、環境省において配布をお願いします。

また、議事録を作成し、公表することといたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上